

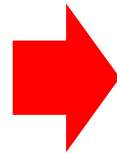
雫石町中央公民館の使用料改定のお知らせ

雫石町教育委員会 生涯学習スポーツ課
令和2年6月1日施行

雫石町中央公民館の下記施設の使用料金が、令和2年6月1日より改定となります。

◎雫石町中央公民館使用料改定表
令和2年5月31日まで

室	使用料(円)		
	午前	午後	夜間
大会議室	3,300	4,400	4,400
視聴覚室	990	1,310	1,310
懇話室	650	880	880
調理室・幼児室	660	880	880
野菊ホール	9,900	13,200	13,200
楽屋	330	440	440
リハーサル室	660	880	880



令和2年6月1日より

室	使用料(円)		
	午前	午後	夜間
大会議室	3,900	5,200	5,200
視聴覚室	1,170	1,540	1,540
懇話室	780	1,040	1,040
調理室・幼児室	780	1,040	1,040
野菊ホール	11,700	15,600	15,600
楽屋	390	520	520
リハーサル室	780	1,040	1,040